

2024年
10月号

職場内で提示・回覧を
お願いします。

健康だより

事業所の
皆さまへ

生活習慣病予防健診の受診はお済みですか?

協会けんぽでは、**35歳～74歳の被保険者(従業員)さま**を対象に、「生活習慣病予防健診」を実施しており、労働安全衛生法上の定期健康診断の代わりになるだけでなく、費用が安く、検査項目も充実しています。今年度の健診がお済みでない場合は、この機会に生活習慣病予防健診をぜひご利用ください。

また、健診受診後に**生活習慣の改善が必要な方には、健康サポート(特定保健指導)を無料で行っています**。健診を受けた後の行動こそが大切です！ぜひ健康サポートをご活用いただき、ご自身の健康を守りましょう！

検査項目(一般健診)



問診・診察



身体計測



血圧測定



尿検査



血液検査



心電図検査

3つのがん検診



胸部レントゲン検査



胃部レントゲン検査



便潜血反応検査



眼底検査
(医師が必要と判断した場合のみ)

労働安全衛生法上の
定期健診(事業者健診)
には無い項目です!

一般健診

総額約19,000円相当

協会の補助により、自己負担額

最高5,282円で受診できます!

予約方法

生活習慣病予防健診のご予約は、健診機関へ直接ご連絡ください。

健診機関一覧



ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代負担軽減額のお知らせをお送りします

送付時期

- 令和6年10月下旬(予定)
※被保険者(従業員)の方の住所へ直接送付します。

対象

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
※すべての加入者の方に通知するものではありません。

内容

- 先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合に「お薬代がどのくらい安くなるのか」をお知らせするものです。
- 加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、協会けんぽでは「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環としてお送りするものです。

※現在、一部のジェネリック医薬品において供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されてもご希望に添えない場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

お知らせイメージ

お薬代負担軽減のご案内

令和6年3月～5月に処方されたお薬を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、
医療費総額で 15,817円 - 自己負担額で 4,506円 程度安くなる見込みがあります。
※受診された月の負担割合で計算しています。

お薬名	処方されたお薬	ジェネリック医薬品に替えた場合
RO4-03	処方されたお薬	ジェネリック医薬品
●●●●●●●●●●	12,580円	4,440円
RO6-03	医療機関	138円
●●●●●●●●●●	5,537円	2,240円
RO6-03	医療機関	138円
●●●●●●●●●●	6,660円	2,300円
RO4-03	調剤薬局	389円
●●●●●●●●●●	1,210円	690円
RO6-03	調剤薬局	389円
●●●●●●●●●●	680円	410円
合計	26,667円	11,480円
		(4,506円軽減)
		15,817円軽減

マイナポータルでも軽減可能額を確認できます
マイナポータルで確認した上で、申請が必要となります。
ジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減可能額は、医療機関の医師など
が確認する必要があります。軽減可能額に再確認すれば、初めの医療機関でも軽減可能額を確認
することができます。

マイナポータルでの利用には、申請が必要です。
スマートフォンからマイナポータルで申請できます。
https://myna.go.jp/nara/nara-hoken/kyorui_top.html

第三者の行為によるケガにより健康保険を使用する場合について

交通事故など、第三者の行為が原因でケガ等した場合でも、健康保険で診療を受けることができます。ただし、健康保険を使用して診療を受けたときは「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

第三者の行為でのケガ

相手がいる交通事故



他人からの暴力



他人が飼っている動物による加害行為



ただし、こんなときは健康保険が使いません!

※仕事中や通勤途中での負傷は、健康保険を利用して診療を受けることはできません。
この場合、労災保険が適用されることとなります。詳しくは労働基準監督署にお問い合わせください。



Q.

なぜ届出が必要なのでしょう?

A.

健康保険を使用すると、本来、加害者（相手方）が支払うべき治療費を、協会けんぽ（保険者）がその一部を立て替えて医療機関等に支払うこととなります。立て替えた分は、後日、協会けんぽが相手方に損害賠償請求をするため、事故等の状況や相手方の情報を「**第三者行為による傷病届**」によりお知らせいただく必要があります。

示談は慎重に!!

「健康保険で診療を受けるから治療費は要らない」といった内容の示談をした場合は、損害賠償請求権を放棄したことになり、健康保険を使用して診療を受けることができなくなりますので、示談は慎重に行ってください。また、協会けんぽが負担した保険給付と同一内容の金銭を加害者（相手方）から受領すると、二重利得となり、すでに給付した保険給付費は返還していただくことになりますので、ご注意ください。

提出書類について

詳細や申請書のダウンロードはこちらから（協会けんぽHP）



1 第三者行為による傷病届

4 交通事故証明書 ※交通事故の場合

2 事故発生状況報告書

5 人身事故証明書 入手不能理由書

3 同意書

※交通事故で、上記の交通事故証明書が物件事故扱いの場合



負傷原因の照会にご協力をお願いします

健康保険を使用してケガの治療を受けた場合、後日協会けんぽから照会文書をお送りさせていただく場合がございます。照会文書が届きましたら、回答期限までにご回答いただきますようお願いいたします。